

# GYM FIT (ジムフィット)

## ～利用規約～

### ■第一章 総則

#### ・第1条 (名称)

このスタジオはGYM FIT (ジムフィット) (以下「GYM FIT」) と称します。

#### ・第2条 (目的)

本施設は、会員が本施設を利用し、心身の育成、自己の健康の維持、増進を図ることを目的とします。

### ■第二章 会員

#### ・第3条 (会員制度)

本施設は、会員制とします。

本施設に入会を希望される方は、本規則に基づく入会契約を当社と締結するものとします。

#### ・第4条 (会員の権利)

当社は、必要に応じて入会金、会費、利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改訂することができます。

#### ・第5条 (会員資格)

本施設の趣旨に賛同し、施設利用規約に同意した方。

健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていない方。(妊娠されている方は、妊娠中に入会はできません)

年齢満5歳以上の方。18歳未満(高校生以下)の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方。

暴力団関係者でない方。

#### ・第6条 (入会手続)

月プランへのご入会の際は、所定の申し込み書類と利用規約に同意した上で、月会費を現金、クレジットカード、口座振替にてお支払いいただきます。

口座振替をご希望の場合、2ヶ月分の月会費を、現金もしくはキャッシュカードにて前納、3ヶ月目より口座振替にてお支払いいただきます。

引き落としは、3ヶ月目以降毎月27日です。

月プランでのご入会は、事務手続き上の理由により、入会日より3ヶ月(90日)継続が必須となります。

お振込みの場合、GM0あおぞらネット銀行/法人営業部/普通 1553748 カ) ジムナ までお振込みくださいませ。

#### ・第7条 (変更届)

会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

#### ・第8条 (契約内容の変更)

月プランのご変更の場合、本人が希望する変更月の前月の5日までに(5日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にて指定の書面による手続きを完了する必要があります。

#### ・第9条 (解約)

月プランの方は、本人が希望する解約月の前月の5日までに(5日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しておかなければならず、未払いの会費等がある場合はそれを完納しなければなりません。

※店舗にご来店の上、手続きが必要となります。

月プランでお申し込みの場合、退会手続きを行わない限り、施設の利用がなくても会費をお支払いいただきます。

月プランは、解約月の末日をもって解約するものとします。

月プランの方の解約月の会費は、解約が月の中途であってもこれを全額支払わなければなりません。

会費を1ヶ月未納した場合、スタジオを利用することができません。

#### ・第10条 (休会)

月プランの方が休会を希望する場合、本人が希望する休会月の前月の5日までに(5日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しなければなりません。

※店舗にご来店の上、手続きが必要となります。

最長6ヶ月とします。

延長する場合、店舗にご来店の上、再度手続きが必要となります。

休会期間中は、事務手数料として毎月2000円かかります。

#### ・第11条 (利用料の返金)

原則として、お支払いが完了した入会金や月謝、諸料金の返金は致しません。

#### ・第12条 (施設利用)

当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制とします。

予約時間、予約方法は別途定めます。

#### ・第13条 (予約変更・キャンセル)

会員は、予約を取り消す場合、予約した日の前日の電話対応受付時間までに、当社が別に定める方法に従って手続を行うものとします。

当日の予約取り消しは、トレーニング1回分を消費したものとみなします。

会員が、前項に定める取消時間を過ぎてから予約を取り消すことを繰り返す会員については、スタジオへの来店自体を制限することもあるほか、

2023年4月1日 制定、施行

# GYM FIT (ジムフィット)

## ～利用規約～

第15条に基づき除名することもあります。

### ・第14条 (会員資格の喪失)

会員が次の号いずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- 1.退会したとき
- 2.死亡したとき
- 3.第5条に定める会員資格が欠けたとき
- 4.第15条により除名されたとき
- 5.当社が本施設を閉鎖したとき

なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときになります。

また、入会中妊娠された場合、その利用を制限します。

### ・第15条 (除名)

会員が次の号いずれかに該当した場合、当社は除名できます。

- 1.入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- 2.本施設の名誉、信用を傷つけたとき
- 3.本施設の設備などを故意に損壊したとき
- 4.施設利用に際して、不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社・従業員を著しく困惑せしめたとき
- 5.法令及び公序良俗に反する一切の行為を行なったとき
- 6.正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があった場合
- 7.第18条禁止行為に違反したとき

上記の理由により除名された、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

## ■第三章 運営・管理

### ・第16条 (運営管理)

本施設は、次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

本施設の運営管理は、当社の責任においておこなわれます。

当社は、施設の利用など運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。

### ・第17条 (諸規則の遵守義務)

会員は、本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

### ・第18条 (禁止行為)

- 1.許可なく施設内を撮影、または録音すること
- 2.ペット・動物を持ち込むこと
- 3.本施設での喫煙
- 4.物品販売や営業行為、貸借、勧誘行為
- 5.施設スタッフに対する他者への斡旋や引き抜き行為

### ・第19条 (休業日)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業できるものとします。

- 1.毎月施設ごとに定める定休日
- 2.夏季、年末年始の休業日
- 3.施設の補修、保守、点検又は改修をする場合

### ・第20条 (営業時間)

各施設の定める営業時間とします。

### ・第21条 (当社の免責)

会員は、施設内において、自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について当社に故意または過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。また、会員が諸施設の外で被った事故、会員同士の間で生じたトラブル等について、当社は関与及び責任を負いません。

### ・第22条 (会員の責任)

会員が本施設利用に関して、当社又は第三者に損害を与えた場合その賠償をしていただきます。

### ・第23条 (諸料金等の変更)

当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。

その場合当社は、当社ホームページ、もしくは店舗などにより会員に対して告知するものとします。

## ■第四章 その他

# GYM FIT (ジムフィット)

## ～利用規約～

### ・第24条 (閉鎖又は利用制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。

- 1.天災、地震その他不可抗力の事態が発生し会員に危険が及ぶと当社が判断した時
- 2.当社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき

第1項の場合において、施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。

### ・第25条 (個人情報保護方針)

当社は、当社の保有する会員の個人情報を厳重に管理し、ご本人の同意なしに、第三者に提供・開示いたしません。

お客様より、当社が保有している個人情報について、訂正・利用停止があった場合、ご本人であることを確認した上、訂正・利用停止等をいたします。代理人からのお申し出の場合、代理人確認書類が必要となります。

### ・第26条 (会則の改訂)

当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。

改訂された規則は、当社ホームページもしくは、店舗などにより告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

### ・第27条 (分割支払い)

分割をご希望の場合、分割手事務手数料として2万円と手付金の初期費用が必要となります。

毎月27日が引き落とし日となります。

延滞等あった場合違反金とし1万円請求致します。

また、支払いの滞納、連絡がつかない場合は債券回収会社に委託、もしくは法的措置行うものとします。